

国民年金保険料の納付が困難なときは



経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

全額免除制度・一部納付（一部免除）制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで所得が少なく保険料の納付が困難な方が申請することによって、保険料が全額免除または一部納付（免除）となる制度です。

●免除の対象となる前年所得のめやす、承認された場合の納付額●

	所得のめやす			保険料額 (月額)	年金額への反映割合
	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦・子2人)		
全額免除	57万円	92万円	162万円	納付なし	2分の1 (H21.3月分までは3分の1)
4分の1納付 (4分の3免除)	93万円	142万円	230万円	4,100円	8分の5 (H21.3月分までは2分の1)
半額納付 (半額免除)	141万円	195万円	282万円	8,210円	8分の6 (H21.3月分までは3分の2)
4分の3納付 (4分の1免除)	189万円	247万円	335万円	12,310円	8分の7 (H21.3月分までは6分の5)

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

納付猶予制度（50歳未満の方）

平成28年7月以降から50歳未満の方で、本人、配偶者（世帯主の所得審査はありません）の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などにより保険料の納付が困難な方が申請することによって、納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。（平成28年6月までは30歳未満が対象になります。）

学生納付特例制度（学生の方）

大学、短大、高等学校、専修学校、各種学校等の学校に在学の方が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。

（所得の審査は本人のみです。）

※各種学校については学校教育法に規定される学校（修業年数が1年以上である課程）が対象です。
※国内に所在する海外大学（日本分校）であって文部科学大臣が指定した課程に在籍する学生も対象です。

申請手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑（シャチハタ不可）
- ③学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証の写し
- ④失業などを理由にする場合は、「雇用保険受給資格証」、「離職票」等

【申請手続きは、砂川年金事務所（電話52-2144）または役場くらし応援課住民係（電話68-2112）で行えます】

障害年金無料相談会開催のお知らせ

札幌障害年金サポートセンターによる無料相談会が開催されます。インターネット環境のない方、遠方の事務所等に相談に行く機会を確保することが難しい方はぜひご利用ください。

開催日 令和元年7月20日（土） **担当者** 社会保険労務士 山内俊英
時間 午前10時から午後3時30分 **特定社会保険労務士** 米澤典子
場所 たきかわ文化センター 1号会議室
相談料 無料 **問合せ** 011-303-4864（担当：山内）

令和元年度（2019年度）高次脳機能障がい者家族交流会

- 日 時** 第2回 令和元年（2019年）9月2日（月）13時30分～15時00分
 第3回 令和元年（2019年）12月2日（月）13時30分～15時00分
 第4回 令和2年（2020年）3月2日（月）13時30分～15時00分
- 場 所** 会場名：滝川保健所（空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室）
 2階 母子相談室
 住 所：滝川市緑町2丁目3番
- 対 象 者** 高次脳機能障がい者を抱える家族等で、同じ立場の家族と悩みを話し合ったり、本人とのつきあい方について相談したいと思っている方
- 料 金** 無料
- 内 容** 1 目 的
 高次脳機能障がい者を抱える家族等を対象として、高次脳機能障がいに関する知識や情報の提供、家族同士の交流により家族の心理的負担軽減を図る。
- 2 内 容
 家族同士の交流、障害に関する情報提供、対応の仕方に対するアドバイス等。
 なお、プライバシー保護を厳守します。
- 高次脳機能障がいについて
 ・高次脳機能障がいは、交通事故や脳卒中など、脳の病気やけがの後遺症としてあらわれる障がいです。
 ・脳の損傷が原因ですが、目に見えない障がいとして現れるため、何が障がいなのかわかりにくく、ご家族の戸惑いは大きいと言われています。
- 申 込 先** 北海道滝川保健所（北海道空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室）
 健康推進課 健康支援係
 TEL：（0125）24-6201
 FAX：（0125）23-5583
 ※出席を希望される方は、事前にご連絡ください。
- 主 催** 滝川保健所（空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室）健康推進課健康支援係



介護職員初任者研修通信講座 （旧 ホームヘルパー2級課程養成研修）

- 受講期間 8月28日（水）～12月20日（金）のうち17日間（毎回9：30～16：30）
- 研修内容 講義・演習
- 会 場 空知中部広域連合庁舎（奈井江町）
- 受講料 60,000円（教材費等含む）
 ※会場への往復交通費は各自負担となります。
- 定 員 20名（最少開催人数8名）
 ※定員になり次第締め切ります。また、8名に満たないときは中止となる場合があります。
- 申込期限 8月5日（月）
 受講希望者は必ず「受講申込書」を提出していただきます。（電話のみでの申し込みでは完了しません）
 ※受講申込書は浦臼町地域包括支援センター（浦臼町保健センター）窓口にあります。
- 問い合わせ先 空知中部広域連合 総務企画係（電話66-2152 FAX66-2138）

限りある水資源を大切に！節水にご協力をお願いします！